

役員及び評議員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）〈及び第196条〉並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第16条及び第34条の規定に基づき、公益財団法人日本殉職船員顕彰会（以下「この法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

ただし、常勤の理事及び監事（以下「常勤役員」という。）に対しては、この限りでない。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 常勤役員の報酬は、本給及び特別手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、この法人の職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条第1項の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（常勤役員の報酬月額）に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内にお

いて、別表（常勤役員の報酬月額）に基づき監事の協議によって決定する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第9条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、は、職員給与規程第10条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（特別手当）

第8条 特別手当は、職員給与規程第13条に定める職員の期末手当の支給基準に準じて支給する。

（日割計算）

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 常勤役員が退職又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（補 則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、公益財団法人日本殉職船員顕彰会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別 表（常勤役員の報酬月額）

報 酬	月 額
第 1 号	300,000 円
第 2 号	350,000 円
第 3 号	400,000 円
第 4 号	450,000 円
第 5 号	500,000 円

附 則 この別表は、平成23年4月1日から施行する。